

ラック栗東 会員規約

第1条 (名 称)

本クラブは、「スポーツクラブ ラック栗東」(以下ラック栗東)と称します。

第2条 (所在地)

本クラブは、滋賀県栗東市安養寺 7-2-9 に置きます。

第3条 (運営管理)

本クラブの施設は、株式会社ラックが所有し、かつクラブの運営管理にあたります。

第4条 (目 的)

本クラブは、クラブ内のすべての施設プログラムを利用し、会員およびクラブを利用する方自身の健康管理と増進に努めるとともに健全かつ明朗な親睦を図ることを目的とします。

第5条 (会員資格)

本クラブに入会できる方は、本クラブの趣旨に賛同される方で、クラブ運営委員会で認められた方を会員とします。会員区分は成人会員のみとし、16歳以上(中学校卒業)を対象とします。

第6条 (運営委員会)

クラブのチーフ・ヘッドコーチおよび運営会社役員で構成します。

第7条 (休館・休業)

本クラブは、毎週木曜日を休館日とします。その他、**季節休および施設点検、補修工事等で臨時休業することがあります。**

第8条 (施設の利用制限)

本クラブは、天災、地変、事故及びスクール・イベントの開催等の事由により、会員に対し施設の全部または一部を利用制限することがあります。休館、休業及び利用制限等において、本クラブは会員に対し、補償等の義務は一切負わないものとします。

第9条 (入会手続)

ラック栗東に入会を希望される方は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金と月会費、事務手数料を添えて申込みます。また、規約、利用上の注意に同意し、誓約書に記名し提出しなければなりません。

第10条 (入会金)

入会金は本クラブの資格を失うまで有効とします。

第11条 (月会費)

本クラブの月会費は口座振替により支払うものとします。また、月会費は1年間を一括払いで支払う「年一括払い」と毎月支払う「月会費」の制度があり、会費の金額、支払期日、支払方法等は本クラブがこれを定めます。**月会費は、本クラブの施設を利用しない場合でも、毎月納入しなければなりません。**尚、退会する場合および月会費を滞納(3ヶ月)し、運営委員会にて処分された場合、本クラブ会員証(カード)を必ず本クラブに返却しなければなりません。

第12条 (会費等の返金)

一旦納入された入会金、年会費、月会費は返金しません。

第13条 (休 会)

休会希望者は、月会費に代えて別に定める休会費を納入することで会員権並びに各コースを確保できます。(最長3ヶ月)

第14条 (除名等)

本クラブの規約に違反するなど、会員として相応しくない行為のある方に対しては、運営委員会において協議の上、除名することができます。

(1) 会費その他支払を3ヶ月以上滞納したとき

(2) 本規約およびクラブの定める規約並びに利用上の規約に違反したとき

(3) 本クラブの施設を故意に棄損したとき

(4) 本クラブまたは会社の名誉を傷付け、秩序を乱したとき

(5) 飲酒で利用したとき

(6) その他会員として品位を損なうと認められる行為のあったとき

第15条 (会員資格の失効)

次の場合は、会員資格を失効するものとします。

(1) 会員本人からの申し出による退会(退会される月の10日迄にフロントにて本人が退会届を提出した場合)

(2) 会員資格の譲渡

(3) 除名

(4) 死亡

第16条 (会員の厳守事項)

本クラブの会員は次の事項を厳守しなければなりません。

(1) クラブ内ではすべてコーチおよび運営スタッフの指示に従うこと

(2) クラブの秩序を守り、他の会員、利用者に迷惑をかけないように努めること

(3) チームワークを会員相互で守り、明朗快活なスポーツマンとなるよう楽しい雰囲気の中でトレーニングすること

(4) クラブ内にクラブに備えてある備品以外のトレーニング器具を持ち込まないこと

(5) 施設内では、許可された場所以外で携帯電話の通話をしないこと

第17条 (会員資格の譲渡)

会員は会員資格の譲渡はできません。

第18条 (管理責任)

本クラブ内で発生した事故・盗難については一切責任を負わないものとし、これについて一切異議申立てをすることはできません。但し、本クラブにおいて、本クラブの責任と認められる事故については、本クラブの加入する保険金内で補償するものとし、それ以上の責任と補償は負わないものとします。

第19条 (入会できない人)

暴力団(関係者を含む)、刺青を入れている方、金髪(黄色、赤色等含む)に毛染めされている方、つけ爪類の方・精神的な異常がある方など本クラブに相応しいと思われる方は本クラブに入会できません。

第20条 (改 定)

本規約の改定・変更は運営委員会の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第21条 (退 会)

退会される場合は、当月の10日の営業時間までに本人が退会届に必要事項を記入のうえ署名し、会員証(カード)と共にフロントに提出しなければなりません。尚、事務手続締切日の10日以降の退会手続きは翌月の退会となります。

第22条 (発 行)

この規約は2020年2月に効力を生じます。

第23条 (会員証)

会員証を紛失、毀損された場合は、フロントにお申し出ください。(会員証をご提示いただかなければ入館できません)その際、実費にて再発行いたします。